

《建設業許可申請等の確認資料について》

国土交通省 九州地方整備局
(令和3年4月版)

確認資料の提出について

※申請書等に虚偽の記載があった場合、処分の対象となりますのでご注意ください。

建設業許可の申請及び変更の届出をする際には、申請(届出)内容に応じて、確認資料を提出する必要があります。

確認資料の提出部数は1部で、申請書、変更届と一緒に提出してください。

なお、提出された書類の返却はいたしません。

《注意》

「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は確認書類ではなく、法定書類です。申請書等と併せて**原本**をご提出ください。

※令和2年4月から令第3条に規定する使用人の常勤性、権限を確認する資料の提出は省かかれていますが、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は必要となりますのでご注意ください。

申請(届出)内容と確認事項

確認資料は、下記の申請(届出)内容に応じた確認事項について必要となります。具体的な資料については次ページ以降を参照してください。

申請(届出)内容		経営業務の管理責任者		専任技術者		健康保険等の加入状況		営業所
		常勤性	経験	常勤性	経験	健康保険 厚生年金	雇用 保険	存在 所有
許可申請	新規	○	○	○	○	法定書類として第13号の後に、添付することと変更しました。(早見表参照)		○
	許可換え新規	○	○	○	○			○
	般・特新規	○	※	△	△			△
	業種追加	○	※	△	△			△
	更新	○		○				
変更届	営業所の新設			○	○			○
	営業所の所在地変更			◆	◆			○
	経管者の変更・追加	○	○					
	専任技術者の追加 担当業種の変更			○	○			
	専任技術者の所属 する営業所の変更			○				
認可申請	譲渡	○		○		○ (認可後)	○ (認可後)	○
	合併	○		○		○ (認可後)	○ (認可後)	○
	分割	○		○		○ (認可後)	○ (認可後)	○
	相続	○		○		○ (認可後)	○ (認可後)	○

○… 提出必要

△… 当該申請により、業種を追加する営業所及び追加される業種を担当する技術者に係るもの

※… 前回の許可申請時(申請の区分は問わない)において、既に経管者として置かれていたものであって、その経験年数が6年以上である場合には、前回の許可申請時に提出した経営業務の管理責任者証明書(様式第7号)の写しをもってかえることができる。

◆… 変更があった場合などに必要

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の確認資料

常勤性を証明する資料

下記をご提出ください。

①事業所名の記載のある健康保険被保険者証(両面)の写し

※被保険者等(本人)の記号・番号と保険者番号は、マスキングしてください。

※裏面には、記載住所により「**現住所(実際に居住している住所)**」を確認します。確認できない場合は、別途、併せて、公共料金の領収証(写し)等、氏名及び現住所が確認できるものを提出してください。

※出向者である場合には、出向元と締結している「出向協定書」をあわせて提出してください。(出向者氏名の記載がない場合には、出向辞令も必要)

事業所名の記載のない場合、**上記に加え**、次のうちいずれか一つを追加で提出して下さい。

- ア 住民税特別徴収税額通知書の写し(直近のもの)
- イ 健康保険組合が発行する「健康保険被保険者資格加入証明書」
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近のもの)
- エ 確定申告書(法人においては、表紙と役員報酬明細の写し(受付印押印のもの))

経験を証明する資料

②経験時の役職に応じて、以下の表のうち、a) **及び** b) の資料

経験時の役職	a) 経験期間、地位の確認資料	b) 経験業種の確認資料 ※
法人役員	商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書 閉鎖登記簿謄本 ※上記については、原本が必要となります。	経験期間中の許可通知書の写し
令第3条に規定する使用人	就退任時の変更届出書の写し ・ 変更届出書 ・ 令第3条に規定する使用人の一覧表 ・ 令第3条に規定する使用人の略歴書	申請書様式の別紙2(1)の写し
個人事業主	所得税確定申告書(控)の写し	経験期間中の許可通知書の写し

※ 許可を有していない期間中については、1年に1件以上の契約書等の写し

◎「準ずる地位」、「補佐した経験」については個別に判断しますので、事前にご相談下さい。
詳細は、「建設業許可事務ガイドライン」をご確認ください。

専任技術者の確認資料

常勤性を証明する資料

下記をご提出ください。

①事業所名の記載のある健康保険被保険者証(両面)の写し

※被保険者等(本人)の記号・番号と保険者番号は、マスキングしてください。

※裏面には、記載住所により「現住所(実際に居住している住所)」を確認します。確認できない場合は、別途、併せて、公共料金の領収証(写し)等、氏名及び現住所が確認できるものを提出してください。

※出向者である場合には、出向元と締結している「出向協定書」をあわせて提出してください。(出向者氏名の記載がない場合には、出向辞令も必要)

事業所名の記載のない場合、上記に加え、次のうちいづれか一つを追加で提出して下さい。

- ア 住民税特別徴収税額通知書の写し(直近のもの)
- イ 健康保険組合が発行する「健康保険被保険者資格加入証明書」
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近のもの)
- エ 確定申告書(法人においては、表紙と役員報酬明細の写し(受付印押印のもの))

実務経験を証明する資料 (技術者の要件が実務経験の場合)

下記②、③の両方をご提出ください。

※必ず、該当業種の実務経験として該当工事に従事していることを確認の上で記載してください。

また、同一期間で、他の業種との経験と重複はできません。

※実務経験証明書は自己証明は認められません。ただし、会社の解散の場合は当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、当時の役員の方行方が不明な場合は本人が証明。この時実印をもって証明し、閉鎖登記簿と印鑑証明書が必要)の証明を得ること(印鑑証明は発行後3ヶ月以内のもの)

② 実務経験の内容を証明するもの

- ア 証明者が建設業許可を有している期間については建設業許可通知書の写し
- イ 証明者が建設業許可を有していない期間については契約書等(請求書は不可)

③ 実務経験期間中の常勤を確認できるものとして以下のうちのいずれか一つ

- ア 健康保険被保険者証の写し
※ 事業所名と資格取得年月日が記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。
- イ ねんきん特別便の写し 又は 被保険者記録照会回答票、厚生年金加入期間証明書
- ウ 住民税特別徴収税額通知書の写し(期間分)

指導監督的実務経験を証明する資料 (技術者の資格が指導監督的実務経験の場合)

- ④ 指導監督的実務経験証明書の内容欄に記載した工事全てについての契約書等
- ⑤ 指導監督的実務経験証明期間の常勤を確認できるもの(上記③参照)
- ⑥ 指導監督した立場が確認できる資料
(施工体制台帳、コリンズ等に技術者が指導的立場として記載あるもの)

※実務経験年数の積み上げ方法は次のとおり

合計年数は使用された期間ではなく、あくまでも実務経験年数の合計とする。
月ごとに記載する場合は、合計年数は、実務経験年数欄の月数を1月落として計算する。
空白期間がない場合は、1年ごとにまとめて1行に記載することも可とする。
ただし、合理的な理由があればこの限りではない。

【計算・記載例】

(月ごとに記載する場合)

平成18年4月～5月 → 1月計算

(1年ごとに1行記載する場合)

〇〇工事 他〇件 平成18年4月～平成19年3月 1年

空白期間がある場合は、1年として計算できないため注意すること。

【注意事項】

(同一期間の複数業種の経験)

「実務経験証明書」については、同一期間において他の業種の経験としては記載不可。
ただし、「指導監督的実務経験」については重複は可能。

健康保険等の加入状況の確認資料 (今後は法定書類として添付)

健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する資料

下記①、②のいずれか一つをご提出ください。

- ①健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書
- ②健康保険及び厚生年金保険の納入証明書(原本)

※いずれも、申請時の直前のものであること

※様式第7号の3の「事業所整理番号等」欄には、事業所整理記号及び事業所番号を連続して記載する。ただし、個別の組合の場合は、組合名のみ記載する。記載にあたっては、上記添付資料の記号番号等との整合を確認すること。

雇用保険の加入を証明する資料

下記①、②のいずれか一つをご提出ください。

- ①労働保険概算・確定保険料申告書の控え + これにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書 (両方必要)
- ②雇用保険料納入証明書等 (原本)

※いずれも、申請時の直前のものであること

※様式第7号の3の「事業所整理番号等」欄には、労働保険番号を記載する。記載にあたっては、上記添付資料の番号との整合を確認すること。

営業所の確認資料

存在を証明する資料(前回申請時から変更がある場合)

営業所(本店及び支店等)の写真※3ヶ月以内に撮影したもの。

(申請(届出)時の状況を撮影し、営業所名、撮影年月日を明記すること)

- ・ 外観全景 (看板等を確認できるもの)

(※オフィスビルに入居の場合には、入居者案内板等の写真も必要)

- ・ 入口付近 (表札等を確認できるもの)
- ・ 内部全景 (電話、机等 什器備品等を確認できるもの)
- ・ 建設業の許可票 (標識の記載内容が判読可能なもの)

(建設業法第40条に規定する標識 ※新規許可申請及び許可換え新規申請の場合は不要)
(営業所の新設の場合も必要です)

※ 写真台紙に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること(別添写真台紙を使用すること)
※ 前回申請時から変更のない場合は、当該資料は不要です。

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局
建政部 建設産業課 建設業係
TEL 092-471-6331

九州地方整備局建政部HP
<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/>

確認資料に関するQ&A

◎ 常勤性について

Q1 営業所の専任技術者と経營業務の管理責任者の常勤性の確認資料の為、住民票等提出する必要があるのか？

A1 令和2年4月から住民票の提出は不要となりました。事業者名の記載のある健康保険被保険者証(両の写しをご提出ください。こちらで、現住所を確認します。

Q3 出向者である場合、事業者名の記載のある健康保険被保険者証を提出できない場合の資料は？

A3 出向者である場合には、出向元と締結している「出向協定書」をあわせて提出してください。(出向者氏名の記載がない場合には、出向辞令も必要)

◎ 常勤役員等(経管等)の経験について

Q4 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を許可申請書類に添付している場合、その他に確認資料としても提出する必要があるか？

A4 同じものを確認資料としても提出する必要はありませんが、商業登記簿謄本等で、必要となる経験期間を充足していなければ、閉鎖登記簿謄本等のその他の資料が必要になります。

Q5 商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本は、写しの提出でも可能か？

A5 原本を提出願います。

◎ 専技の経験について

Q6 指導監督的実務経験証明書に記載した工事の契約書等が無い場合、代表者による証明や過去に提出した工事経歴書を提出することで代用可能か？

A6 申請者の作成による書類で代用することは出来ません。契約書等が無い場合には、当該工事の工事名、発注者、請負金額、工期が確認できる客観的な資料をご提出下さい。

◎ 令3条使用人の権限について

Q7 常勤の確認の書類、委任状は提出の必要があるのか？

A7 令和2年4月から、令3条の使用人については、常勤の確認資料、委任状の提出は不要となりました。但し、ガイドラインに定めているように、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当すると記載がありますのでご留意ください。

◎ 営業所の存在について

Q8 写真を貼付する用紙があるが、この用紙以外に写真を貼り付け(印刷して)提出することは可能か？

A8 可能です。ただし、「営業所の名称」、「撮影日」、「自己所有・賃貸借の別」を明記してください。

Q9 マンションの一室を営業所としており、マンションには看板等が無い場合、外観の写真はどうすればいいか？

A9 外観の写真とともに、マンションの案内板又は郵便ポスト等、そのマンションに入居していることが確認できる写真を撮影してご提出下さい

◎ 全般

Q11 公的な書類(身分証明書等)や写真などに、発行日、撮影日の制限はあるのか？

A11 申請日前3ヶ月以内のものをご提出下さい。

Q12 提出した書類は返却されるのか？

A12 提出された書類の返却はいたしません。